

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第27回）議事概要

### 1 日時

平成28年2月1日（月）午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，榊原一夫，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），竹之内明，龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

若園敦雄（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

戸倉三郎事務総長，平木正洋刑事局長

### 4 進行

#### （1）榊原委員及び若園オブザーバーあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった榊原委員及び若園オブザーバーから，あいさつがあった。

#### （2）裁判員裁判の実施状況について

平木刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成27年11月末までの裁判員裁判の実施状況についての説明が，資料3に基づき，裁判員等経験者のアンケート結果の推移についての説明がそれぞれあった。なお，公判前整理手続の長期化に関し，次のとおりの説明があった。

○ 公判前整理手続の期間は，平成22年から24年にかけて，平均5.4月から7.0月へと長期化し，その後，平成25年は6.9月，平成26年は6.8月と高止まりの状況にあったが，平成27年は11月末時点で7.4月となっており，再び長期化の兆しを見せている。

- 裁判所においては、早期の打合せの実施や公判期日の仮予約といった取組みを行い、その結果、短期間で終局すべき自白事件は、実際に短期間で終局するようになったが、他方、そうした取組では解決できない部分がお存在しているため、平均公判前整理手続期間を押し上げているものと考えられる。
- そこで、これらの取組では解決できない部分は何かという点が問題になるが、この点については、司法研修所において司法研究を行うこととし、実際の事件記録に当たるなどして、公判準備に困難を来した要因を分析し、実証的な観点からの改善策の研究に取り組んでいるところである。

#### 【公判前整理手続の長期化について】

(竹之内委員)

公判前整理手続の在り方を考えるにあたっては、弁護人の視点も大事ではないか。どこかの段階で、弁護人の意見も研究に取り入れて頂きたい。

(榊原委員)

同じ当事者の立場から、竹之内委員のご意見に賛同する。検察庁としても、研究について意見を述べる機会があれば有り難い。

#### 【出席率について】

(今田委員)

アンケート結果に驚くほど変化がない。裁判員は初めて裁判に参加する人ばかりであり、参加者側の条件が変わっていないのであるから、参加者の裁判に対する一般的意識が大きく変化する方がおかしいともいえる。

一方、出席率は、平成25年から27年までの間に大きく変化しており、参加者の質にも影響しているかもしれず、参加者の意識も変化しそうなものだが、実際は変化していない。この点に関する仮説としては、裁判に対する人々の意識が、参加者の変化による影響を受けない程、全国民に共通する統一的な傾向であると考えられる。今後は、このような国民の安定的な意識を念頭に置いた上で、出席率の問題も含め、裁判員制度に関する諸問題を考える必要があるよ

うに思う。

(内田委員)

どの層の出席率が下がっているのか分かるのか。例えば、派遣やパートの人々は、職場の理解を得られず、出席するには厳しい状況にあるとも思われる。

(酒巻委員)

そもそも、制度施行当初の出席率が高すぎたともいえる。公の仕事に、これだけの人が参加しているということ自体、驚くべきことだという評価も可能ではないか。

(今田委員)

仮に、構造的にある種の層だけがドロップアウトしているとするれば、制度趣旨に照らして問題であるといわざるを得ない。この点、来なかった人の分析はする必要はなく、悉皆調査である国勢調査と比較して、裁判員の構成が歪んでいるかどうかを検証すればよい。

(平木刑事局長)

選任手続期日に出席された方の職業別人口構成比は、平成21年から26年に至るまで大きく変化しておらず、国勢調査の結果と比較しても大きく異なる。その意味では、国民の縮図といえる構成になっている。しかし、万遍なく来なくなっているともいえるため、どの層が来なくなっているのかというのは見えづらい。

(戸倉事務総長)

選任手続に出席された方の人口構成比と国民一般の人口構成比とはそう変わらないということで、現時点では大きな問題がないとしても、出席者の数が年々減っている点については、有識者の皆様から様々なご示唆を頂きながら、必要な調査、分析を行っていきたい。

(3) 裁判員法を改正する法律について

平木刑事局長から、資料4に基づき、裁判員法を改正する法律の概要につい

て報告がされた。

(4) 裁判員裁判における控訴審の在り方について

平木刑事局長から、裁判員裁判における控訴審の在り方に関する裁判所の現状認識について、次のとおりの説明がなされた。

- 近時、裁判員裁判の判決が控訴審で破棄されたという例が複数報道されており、裁判員制度の理念が軽視されているのではないかと批判も散見される。
- 裁判官の間の受け止めや議論状況については、前回紹介したとおりであり、控訴審としては、法が控訴審で破棄することを容認している以上、破棄せざるを得ない場合もあるとしつつ、裁判員裁判の判断を尊重すべきである旨の議論もなされているところである。また、第一審裁判官裁判に対する控訴審判決の破棄の割合に比べ、第一審裁判員裁判に対する控訴審判決の破棄の割合が低くなっている点も、前回紹介したとおりである。
- このように、裁判所のこれまでの議論と世間一般の議論との間には、ギャップがあるように思われるが、原因としては三つほどあるように考えられる。  
一つ目は、これまでの広報活動に原因があるのではないかというものである。これまで、裁判員制度に関する広報活動では、「国民が裁判に参加することで、司法への信頼が高まる」といった前向きな面を強調してきたが、その一方で、控訴審については十分に説明していなかった。その結果として、裁判員裁判の結論とは常に良いもので、最終的なものだというイメージが出来上がってしまい、このようなギャップにつながっているのではないかと考えられるところである。  
二つ目は、裁判官が裁判員に対し、控訴審のことを必ずしも十分に説明してこなかったのではないかというものである。裁判官は、評議の際には、判決に対しては控訴があり得ることを伝え、場合によっては破棄されることもあると裁判員らに伝えていると思われるが、これが十分に伝わっていないケ

一スもあるのではないか。裁判員裁判が破棄されると、裁判員経験者から「市民参加の意味はなんなのか」といったコメントが出され、裁判員制度の理念が軽視されているのではないかと批判にもつながっているところであるが、こうしたコメントや批判の背景には、裁判官の裁判員に対する控訴審の説明が不十分であるという点があるのではないかと懸念される。

三つ目は、一般市民が加わって出した判断が職業裁判官のみの判断で覆されることにより、分かりやすい対立図式が生み出されるということに加え、「裁判官3名と裁判員6名の9名で出した結論が、裁判官3名だけで覆されるのはおかしい」というシンプルな感覚や数的イメージが手伝い、ギャップにつながっているのではないかと考えられる。

(椎橋座長)

裁判官から裁判員に対し、控訴審に関する説明が行われているという話であったが、若園オブザーバーから、まず実情についてお聞きしたい。

(若園オブザーバー)

東京地裁の裁判長に、裁判員に対する控訴審の説明の実情について聞いてみたところ、裁判員から質問された時にするか、質問がなくともするかの違いはあれ、上訴審のことについて説明をするという回答であった。そして、裁判員に説明している具体的な内容としては、多くの裁判長は、三審制のこと、両当事者が不服申し立てできること、控訴審では裁判員は構成に入らず裁判官3名が判断すること、控訴した当事者が、一審の判断に異論を提出した点について高裁が事後的に判断するのが基本であること、上訴制度があるので、ここでの判断が直ちに最終的な結論として確定する訳ではないことなど一般論を説明しているようである。

自分自身は、基本的に必ず控訴審のことは説明するようにしており、先ほど述べた一般論を説明していた。特殊な例として、ここまで徹底的に議論して出した結論だから、この結論が最終的に維持されるかどうかについては、あまり

気にする必要はない、この結論はチームとして最終的に出したものなので、個々の裁判員が責任を感じる必要はないと説明した事案もあった。上訴制度がある以上は、裁判員が参加した裁判についても結論が覆る可能性はあるが、そうした判断も、チームとして徹底的に議論した上での結論を踏まえてのものだから、その点について個々の裁判員が負担を感じる必要はないはずであるという趣旨から、そのように説明した。

(椎橋座長)

事務局の説明や裁判所における実情を踏まえ、委員の感想やご意見を伺うこととしたい。まず法曹実務家の観点からはいかがか。

(榊原委員)

一般論としては、国民の視点や感覚を刑事裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨に照らすと、裁判員裁判の結果は、出来る限り尊重されるべきであると考え。他方、最高裁が示しているように、裁判員裁判が示した事実認定が、論理則や経験則に照らして不合理である場合や、量刑要素の評価が客観的な適切さを欠き、結果において公平さが損なわれているような場合には、そういった判決については是正される必要があると考える。検察庁としても、それらの点も考慮しながら、控訴の要否を検討しているところである。

検察庁では、裁判員裁判が終了した後に開催される法曹三者による反省会等で示された第一審裁判所の意見等も踏まえ、公判前整理手続の迅速化や分かりやすい裁判を目指すために、証明予定事実記載書面や冒頭陳述の簡素化、証拠の一層の厳選に取り組んでいる。現在は、ストライクゾーンを小さくして立証に務めているが、控訴審が別の視点で判断を下すような状況が続くようであれば、これまでの狭いストライクゾーンから多少外れたところでも控訴審で問題となりそうなところを見据えて立証しなければならないと現場が考えることもありうる。そういった点も含め、最近の控訴審判決が一審の立証活動にどのような影響を及ぼすのか、今後の推移を見守っていきたい。

(竹之内委員)

この問題に関しては、日弁連として、2012年2月20日に会長声明を出しているところである。すなわち、最高裁は、控訴審が一審を破棄するためには、論理則・経験則に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要であるとした上で、第一審において直接主義・口頭主義が徹底された状況においては、それがより強く妥当すると述べており、日弁連としても、基本的な判断枠組み自体については賛同するものである。

なお、以下は私見であるが、経験則といった場合、それが一義的に確定できるのかという問題は極めて大きいのではないかと考えている。最近の判決を見ると、裁判員の捉える経験則と裁判官が豊富な裁判経験の中で培ってきた経験則との差が露呈しているように思われ、その点をどう克服していくのが課題となろう。この点については、国民の皆様にご理解頂く必要があり、そのために在野の法曹が担うべき部分も大きいと考えている。短期的に克服できる問題ではないが、法教育等の場において、法曹三者でも力を合わせて取り組む必要がある。

あと、裁判員裁判が破棄された場合、その裁判の裁判員を務めた方は、自分たちの判断が控訴審でどのように批判されたのか、知る事は可能なのか。裁判員の方に対しては、自分が参加した裁判がどのように批判されたのかを知る機会を付与し、振り返るプロセスを経る必要もあるように考えられる。

(内田委員)

控訴ができて、破棄されうるということは、有罪判決を受けた被告人の人権を守る上で望ましいことである。事務局から紹介された分析については、いずれもその通りであると考え、法教育が必要であるという点については、竹之内委員のご意見に賛同する。

(今田委員)

事務局が言うギャップを埋めるためには、広報が一番重要なのではないか。

裁判員の方は、大変なプレッシャーの中で判決を出し、それを一生背負っていくことになるが、その判断が覆されると聞けば、計り知れない衝撃を受けると思う。控訴審の意義については、一般国民、特に裁判に参加された人達に対し、事前事後問わず、もっと丁寧に知らせていくことが大切ではないか。裁判員裁判が覆される可能性があるということは、この制度にとってはネガティブなことであるが、控訴審の意義と併せて早急に伝えていく必要がある。

(酒巻委員)

事実誤認にせよ量刑不当にせよ、第一審の判断がどのように破棄されたのかについては、実際に裁判員として参加された方にお伝えする必要があるだろう。裁判員は、心血を注いで結論を出しているわけであり、その結論がどのようにして破られたのか、やはり知りたいだろうし、それができれば、解ける誤解もあるように思われる。

それから、破棄の理由としては、量刑不当と事実誤認が大きなものになるが、判決後の情状というのもある。これは第一審が間違えたわけではないから、これも含めて破棄率を説明するのではなく、もう少しきめ細かな統計を示した上で、全体の傾向を説明する必要があるだろう。

(平木刑事局長)

控訴審判決のフィードバックについては、裁判員経験者の中には、控訴審・上告審について知りたいという方もいれば、もう裁判のことは忘れたいという方もいらっしゃるので、個別の対応を行うことになる。裁判長の態様も一様ではないが、例えば、控訴審の日程が知りたいという方にはこれをお知らせしているし、控訴審判決の内容について詳しく説明を受けたいという方には、担当裁判官が適宜説明するなどの取組も行われていると認識している。

(榊井委員)

事務局からギャップが生まれる原因について説明がなされたが、本質的な問題が落ちているのではないか。裁判員の意見については、市民感覚という言葉



れ方をするが、これは裁判員制度を導入した本質的な意義であり、要素である。単なる参考意見ではない。それゆえに、最高裁は控訴審に対し、第一審を重視するよう述べた上で、第一審と同じように自由な心証で判断を繰り返すのではなく、第一審の判断過程に論理則・経験則が大きく破綻しているかどうかを中心にみていくよう求めたのではなかったか。裁判員裁判を破棄した近時の控訴審判決を、その第一審判決と併せて読む限り、論理則・経験則違反の点について合理的に説明されているのか、疑念を抱かざるを得ない。プロフェッショナルの裁判官の方々は、裁判員の意見が重いものだという意識が希薄であるように感じられる。

さらにこの点は、第一審の評議の問題にも関連するようと思われる。評議の中では、論理則・経験則についてもじっくり議論し、煮詰めているのか。単に市民感覚をお伺いするのではなく、論理則・経験則についても十分議論しているのか、その点についてお聞きしたい。

(若園オブザーバー)

評議の実情について申し上げる。論理則や経験則の適用が問題となる事件においては、双方当事者から、経験則等の内容やそこから導かれる事実関係につき、推認過程も含めて主張される。評議では、これらの主張に基づいて議論を行うことになるが、経験則等が問題となる事件であれば、当然、かなりの時間を使って議論しているというようにご理解頂きたい。

(龍岡委員)

控訴審の役割や、控訴審が裁判員裁判を尊重しているという点については、もう少し知られても良いと思うが、それと同時に、控訴審の在り方の問題もあるのではないかと。裁判員裁判が始まる前から、控訴審は事後審であって、証言等の証拠を直接聞いて判断している第一審に比べ、控訴審は書面審理に近いわけだから、第一審の判断を覆すとなれば、余程のことがなければならぬとされてきている。まさに平成24年の最高裁判決が示すとおり、第一審を破棄す

るには、論理則・経験則に照らして合理性がないとはっきりいえる場合でなければならぬわけで、それが裁判員裁判になり、より妥当するようになっているといえる。控訴審の役割は重要であって、控訴審もそうした姿勢で臨んでいると思うが、控訴審の判断が最高裁で是正される例があることからすると、控訴審としてもその在り方について問題はないのか、検討していく必要があると思う。

裁判員制度が施行されて7年目になるが、控訴審の事例もそれほど多いわけではない。論理則・経験則とは、一体どういう場合のことをいうのか、あてはめはどうかといった点については、観念的にいえるものではなく、一つ一つ判断事例を積み重ねていく中で明らかになっていくものと思う。その意味では、控訴審も試行錯誤の段階にあるといえるだろう。この点については、裁判所の中で、特に高裁の中で、率直に意見交換する必要があるし、また、高裁においては、地裁との意見交換の場もあるはずで、そこでも色々な角度からの意見を聞きながら、控訴審としての在り方を考えていくことが期待される。

この問題については、裁判所内部における議論の状況についても広く知ってもらうように努めると同時に、高裁としても、裁判員裁判が導入された趣旨を常に念頭に置きながら、現状の在り方がよいのかどうか不断に検討し、一つ一つ判断を積み重ねていくことによって、控訴審としての役割を果たしながら、一般の理解を得ていくべきものと考えます。

(椎橋座長)

このテーマについては、すぐに結論が出るようなものではないが、少なくとも、手続に従い、最善の努力を尽くして結論を出した以上、これが後から覆されたとしても、裁判員としての役割は十分果たされたことになろう。長い目で見れば、個々の事例の中では裁判員経験者の方が不満に思うことがあっても、後々思い返してみると控訴審の方が正しかったと思うこともあるだろうし、裁判員裁判・控訴審を通じて出された判断の積み重ねにより、裁判員の意見が入

ったものが裁判の中身となり、判例へと繋がってゆくはずである。こうしたプロセスの中で、それぞれ裁判員の方々が立派な役目を務めておられると理解することもできる。そういう観点から、現状においては、先程、説明があった控訴審判決の適切なフィードバックに加えて、法教育や広報をやっていくというほかないように思われる。

(5) 次回以降の予定等

次回の懇談会は秋以降に開催する予定とし、具体的な日程については追って調整することとされた。